

令和4年度 第1回米子市情報公開・個人情報保護審査会議事録

1 日 時 令和4年9月13日（火）午後2時から午後3時30分まで

2 場 所 米子市役所第二庁舎2階 第2会議室

3 出席者

(1) 審査会委員

神坂安喜代委員、桑原祐樹委員、佐藤匡委員、鈴谷崇委員、名島ゆかり委員

(2) 米子市

【事務局】松本総務管財課課長

横木総務管財課情報公開担当課長補佐

渡部係長

村尾主任

恩田主任（調査課）

瀬尻議会事務局事務局長補佐（議会事務局）

4 議事

○（事務局）みなさん、こんにちは。ただいまから、少しちょっと時間は早いんですけども、皆さんお揃いですので、これから始めさせていただきます。ただいまから、令和4年度第1回米子市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。細かいところは、米子市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第3項により、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないと規定されております。本日は委員の皆様方全員ご出席ということですので、会議の成立がなされていることといたします。また、本日の会議は、個人情報保護制度に関する会議ですが、通常の審査会と異なりまして、非公開情報を含んでおりませんので、公開の審査会とさせていただきます。本日は公開ということで、傍聴の方の募集を行っておりますがご希望の方は0人でした。それでは、次第に従いまして、会議の方を進めさせていただきたいと思っております。次第にはちょっとございませんけども、事務局を代表いたしまして課長が挨拶します。

○（事務局）総務管財課の松本でございます。本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本来ですと、市長の方がご挨拶するべきところではございますけれども、市議会、今会の真っ最中ございまして、申し訳ございませんがこちらの方に出席できないことをお詫びしたいと思っております。本日の審査会でございますけれども、議事といたしましては先ほど申しましたけれども、個人情報の個別の案件ではございませんので、国の方の個人情報保護法が改正されましたことに伴いまして、市の方の条例の改正が必要でございます。その改正につきまして、皆様方からのご意見を頂戴したいということで会を開かせていただいております。また、今回第1回ということでございまして、議事を進めていただく上で会長職を選任をさせていただくのと併せまして、会長の職務代理の指名、事務的なことも含めますけれども、それも併せてやらせていただこうと思っております。実際、中身につきましては、今後事務局の方から説明の方をさせていただきますので、色々なご意見をいた

だきたいと思いますので、皆さんよろしくお願いいたします。

○（事務局）申し遅れました。私、今日の進行を務めさせていただきます総務管財課の横木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、最初に委員の皆様方とそれから事務局職員の方のご紹介をさせていただきたいと思います。誠に恐れ入りますけども、お名前をお一方ずつ呼びいたしますので、1つご紹介を兼ねましてご挨拶をお願いいたします。神坂安喜代委員、お願いします。

○（神坂委員）神坂といいます。どうぞよろしくお願いいたします。学識経験者って書いてあるんですけども、校長を退職して3年間家で子守をする日々ですので、なかなかついていけないなっというふうには思っておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○（事務局）桑原委員様。

○（桑原委員）鳥取大学医学部環境予防医学分野というところにいます桑原と申します。今回はよろしくお願いいたします。全く、今回が初めての参加になりますので、ちょっと分からない部分もあると思いますので皆さんのご意見伺いながら検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○（事務局）佐藤匡様。

○（佐藤委員）鳥取大学地域学部の佐藤と申します。初めましてとお久しぶりですということで、個人情報関係につきましては色々ところで委員をやらせていただいてまして、米子市の方でも引き続きやらせていただくということでお役に立てればと思っております。よろしくお願いいたします。

○（事務局）鈴谷崇様。

○（鈴谷委員）はい。よろしくお願いいたします。鈴谷と申します。日頃は弁護士として法律に関わらせていただいているという立場でございます。法律の改正に伴いまして条例の方も手当てしていかないといけないということで付け焼刃かもしれませんけども、一応のところは頭に入れてきたつもりではございます。多少なりともお役に立てればというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○（事務局）名島ゆかり様。

○（名島委員）名島ゆかりと申します。米子の相談所の方で調停委員をさせていただいております。皆様のお話を聞きながらお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○（事務局）皆様、ありがとうございます。そういたしますと、次に簡単に事務局の方の職員を紹介させていただきます。

○（事務局）総務管財課長をしています松本でございます。よろしくお願いいたします。

○（事務局）総務管財課の横木といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

○（事務局）総務管財課の渡部です。よろしくお願いいたします。

○（事務局）総務管財課の村尾です。引き続きよろしくお願いいたします。

○（事務局）議会事務局の瀬尻と申します。本日は、議会に関する条例について簡単に説明させていただきます。皆様、よろしくお願いいたします。

○（事務局）総務部調査課政策法務室の恩田と申します。議会事務局が作成されます条例のサポートをしております。今日はその説明も兼ねて出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

○（事務局）では、次に、参りたいと思っております。会長職選任と会長による職務代理者の指名に参りたいと思っております。米子市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第1項により、会長の選任は委員の皆様方の互選によることとされています。皆様でご相談いただきまして、お決めいただくことになり

ます。まず、進行役としてどなたかに仮の議長をお願いしたいと存じますが、前会長を務められました佐藤委員、お願いできませんでしょうか。

○（佐藤委員）はい。

○（事務局）よろしくお願ひいたします。

○（佐藤委員）じゃあ、すみません。仮の議長ということで議事1の会長と職務代理者の指名について移りたいと思いますが、自薦他薦問いませんので会長の職を引き受けていただく方若しくは推薦させていただきたい方いらっしゃいましたら、お願いしたいんですけどもいかがでしょうか。名島委員。

○（名島委員）佐藤委員でお願いしたいと思います。

○（佐藤委員）他にいらっしゃいませんか。大丈夫でしょうか。では、ご指名いただきましたので引き続きじゃあ務めてさせていただこうと思います。よろしいでしょうかね。

○（事務局）佐藤委員長、ありがとうございます。それでは、会長が決定いたしましたので、佐藤委員によりしくお願ひしたいと思います。なお、会長に就任されます佐藤委員には、合わせて米子市日吉津村中学校組合情報公開・個人情報保護審査会の会長もお願ひしたいと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

○（事務局）異議がないようですので、佐藤委員には重ねてよろしくお願ひいたします。続きまして、佐藤会長から、米子市情報公開・個人情報保護審査会と米子市日吉津村中学校組合情報公開・個人情報保護審査会それぞれの職務代理者の指名をお願ひいたします。

○（佐藤会長）はい。それでは、鈴谷委員、お願ひできますでしょうか。

○（鈴谷委員）分かりました。承知いたしました。

○（佐藤会長）鈴谷委員にはよろしくお願ひします。

○（事務局）それでは、職務代理者となられます鈴谷委員さんにはよろしくお願ひいたします。そういたしますと、議事に入ります前に、当審査会の議事録の作成方法について説明させていただきます。当審査会ではICレコーダー等によりまして会議を録音し、後日事務局で逐語形式の議事録を作成し、決裁を経ることにより正式な議事録とさせていただいております。議事録を作成した場合、後日行われる会議の場で委員の皆様を確認をしていただくのが通例かと存じますが、当審査会では従来、審議の結果は答申に反映され公表されること、また、1回の会議の議事録が数十ページにわたるため、後日の会議でご確認いただくのは時間がかかり、肝心の諮問案件に係る審議時間が少なくなることから、事務局決裁で処理するようにいたしております。なお、ICレコーダー等の録音記録は、議事録作成後に消去いたします。委員の皆様方から異議がなければ、引き続きこのような形で議事録を作成させていただこうと存じますが、よろしいでしょうか。異議がないようですので、議事録作成につきましては、従来と同様に処理をさせていただきます。それでは、ここから議事に入りますので、佐藤会長、よろしくお願ひいたします。

○（佐藤会長）では、改めましてよろしくお願ひいたします。では、次第に従って進めさせていただきたいと思います。3番目まで終わっておりますので4番目の議事ですね。個人情報保護制度に関する意見具申が1件と、個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う米子市個人情報保護条例等の改正等についてをお願いしたいと思います。では、よろしくお願ひします。

○（事務局）では、説明させていただきます。総務管財課の横木でございます。まず最初に本日机の上にお配りしておりますA4の縦長の用紙、5ページものなんですが、「個人情報の保護に関する法

律の改正に伴う米子市個人情報保護条例等の改正について」という見出しの条例を中心に説明させていただきます。まず、今回の条例改正に関しましては、背景といたしましては令和3年5月19日、デジタル社会の形成を図るために関係法令の整備に関する法律というのが既に公布されております。この法律では個人情報保護法を改正いたしまして、個人情報保護法と行政機関個人情報保護法、それから独立行政法人等を有する個人情報の保護に関する法律、この3つの法律を統合し地方公共団体の個人情報の保護制度についても統合後の法律において全国共通ルールを策定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとされております。これによりまして、個人情報保護制度にかかる法務規定といたしましては、これまで米子市個人情報保護条例でありましたけれども、向こうの施行日令和5年4月1日以降ですが、これは個人情報の保護に関する法律、これを主にとすることになります。この法令の改正によりまして、全ての地方公共団体に適用されることとなります。改正後の個人情報保護法の規定は、来年の4月1日までに該当する条例の各規定について改正の必要が生じてくることになりました。もう1つ、資料の方をお配りしておりますけれども、A4の横長の用紙、ちょっと厚めなんですけれども、ページにいたしまして35ページまでである「改正個人情報保護法と現行条例比較表」というのを付けておりますけれども、ちょっとそちらの方をまず説明させていただきます。こちらの方は真ん中から左側に改正個人情報保護法、それから真ん中より右側に現行の米子市の個人情報保護条例、こちらを載せておりまして、法律とそれから条例、これがどのように違うのかっていうのを比較しております。概ね法律に載っている事項とそれから条例に載っている事項、これはほぼ文言一致をしております。若干違うところがありますけれども、そちらの方の説明をさせていただきます。まず1ページ目なんですけど、法律2条11項第2号なんですけども、地方公共団体の機関としまして、議会を除くという記載があります。現在の条例、右側の方には、実施機関として議会は含まれております。まずここが大きく違うところがございます。続きまして7ページ目、法律では規定なしと書いてありますけれども、右側の条例の方の4条と5条、市民の責務、それから事業者の責務、市民の責務については法律での規定がございません。事業者の責務は、ちょっと説明させていただきますと、事業者の責務につきましては、法律の方で第4章っていうのがあるんですけれども、個人情報取扱事業者等の責務というのが法律の上で規定されています。従いまして、事業者の責務につきましては条例で改めて既定の必要がございません。さらに市民の責務につきましてですけれども、先ほどもありましたけれども、事業者の責務の方を条例で規定しないということになりますと、市民にのみ責務規定をおくっていうのは特定の市民のみに規律を設けることとなりますので、法の趣旨に沿いませんので、共通のルールっていうところであんまりそぐわないというところで、こちらの方の新しい条例の方には規定は必要ないものと考えております。11ページです。条例右側の7条2項、個人情報の収集の方法及び制限というところですが、こちらの方は法律に規定はございません。規定はありませんが法律の方で条例への規定というのが許容されておられません。こちらの方は新しい条例でも規定ができません。13ページ目ですけれども、現行条例、右側の8条の2、8条の2号、3こういったところなんですけど、特定個人情報の関係の記述がございます。これにつきましては、番号法の読み替えの規定によりまして、直接適用されることになっておりますので条例の方にはございません。21ページ。右側の13条の3ですけれども、そちらは議会の関係の規定が書いてありますけれども、先ほど2条のところでも申し上げましたけれども、法律では市の機関から議会は除かれておりますのでこちらの規定はございません。32ページ。右側、条例の34条ですけれども、出資法人の個人情報保護ということで、事業者の個人情報の保護になるんですけれども、こちらにつきましても改正の法律

の方の第4条、個人情報取扱事業者に関する規定が直接適用されるため、こちらの方の条例化の必要はございません。以上が法律と条令を比較した場合にいわゆるちょっと違うっていったところの比較になりました。今、ご説明いたしましたように新しい条例につきましては、法律の方で旧条例がほぼ適用になっておりますので、必要以上に条例の方で規定をする必要はないものというふうに考えています。先ほど最初に見ていただいたA4の縦長の方に戻っていただきますと2番目といたしまして、「改正個人情報保護法において条例で定める必要があるとされている事項について」、こちらの方を少し説明させていただきたいと思っております。こちらの方は、2つの項目があります。1つ目は「費用負担」というところで、現在の条例につきましても手数料ということで、個人情報を開示する場合には手数料いただいて開示するということになっています。改正個人情報保護法においては、地方公共団体の機関に対し保有個人情報の開示を請求する場合に条例で定めるところにより、実費の範囲内で手数料を納めなければならないと規定しています。現在、条例の方で規定しております手数料につきましては無料とさせていただいているところがございます。ですので、こちらにつきましては、条例で定める必要があるんですけども、従来の無料という制度を適用いたしまして無料の規定を設けたいというふうに思っています。それから、あと、開示の手数は無料でございますが、開示したときにコピー代、複写が必要な場合、あるいは郵送が必要な場合、こういった場合の実費相当分の手数料をお受けすることにいたしておりますので、その部分についても現行条例のとおりということで規定をさせていただきたいというふうに思っています。続きまして、2番目、「行政機関匿名加工情報の利用に係る手数料」というところがございます。この項目につきましては、現行条例では規定はございません。一方で、改正後の個人情報保護法においては、109条というところがあるんですけども、そちらの方で行政機関等匿名加工情報に関する規定が定められております。しかしながら、改正法附則第7条、この規定によりまして、当分の間は、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体については当該情報の提供に係る制度の導入は、任意事項となっております。また、国が報告してます「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」というのがあるんですけども、こちらの方におきましては既に制度を運用している国の行政機関、あるいは県っていったところの事例の蓄積が非常に乏しいということであったり、地方公共団体において非識別加工に関する十分な見識を持った人材がいない等から、提供制度の適正な運用の確保に対し懸念があがっている指摘も一部であります。米子市におきましても従前からこの規定は存在がありません。もちろん、事例もありませんので専門の知見を持つ人材がいないことに関しましては、この最終報告の指摘されているとおりでございます。個人情報に関しましては、市民が情報主体ということを十分意識しまして、慎重に検討していく必要があるというふうに考えております。従いまして、法施行日での行政機関匿名加工情報、こちらの規定は置かないということにしたいと思っております。従いまして、そもそもの匿名加工情報の規定がないということになりますと、それに伴って発生する手数料、こちらの方は発生がありませんので定めは置かないということと考えております。また、社会情勢の変化ですとか、他市の状況等、こういったものを踏まえまして必要に応じて検討を加えていくということは必要ではないかと思っております。匿名加工情報というのは、先ほどちょっと申し遅れましたけども、市の有する特定の個人情報、こちらの方は普通ですと名前ですとか生年月日とか、あるいは住所、こういったものが列記された状態で保存されているんですけども、この匿名加工情報というのは、こういった特定できる情報、氏名だったり生年月日だったりとかというのを全く識別のできないように加工して、それを例えば企業さんだったりとか特定の個人さんだったりとかという方々に提供いたしまして活用していただくという制

度です。その際には手数料っていうのが提供の利用に係る手数料っていうところがございます。続きまして、大きい見出しの3番、今度は、今までは必ず条例で定めなければならないことだったんですけども、続きましては、「改正個人情報保護法において、条例で定めることができる」とされている項目、あるいは条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項」、こちらの方について説明させていただきます。「(1) 条例要配慮個人情報」。こちらの方の現行の条例では、個人情報保護法を引用いたしまして、要配慮個人情報、こちらの方の規定を定義しております。一方で、改正個人情報保護法におきましては、同法の施行令におきまして要配慮個人情報として規定しております。地域の特性とその他の事情において条例要配慮個人情報として必要に応じてこれを条例で定めることができる」とされておりまして、すみません、ここで、ちょっと脱字があったのですみません。「定めることができる」とされている」の間違いですので、「できる」とされていますので、申し訳ありませんでした。地域の特性に応じて、定めることができる」とされておりまして、米子市において特別な特性、地域に特性があるというふうに位置づけるべき条項の類型というのが特段あるようには、ちょっとなかなか考えにくいということが現状であるかと思えます。従いまして、現時点では、条例要配慮個人情報を規定しないということとしたいと思えます。もちろん、先ほどから言いましたけども、今後の社会情勢の変化だったり市の施策、そういったものの他市の動向というものを踏まえまして、必要に応じてこれも見直しをしていきたいと考えております。続きまして、「(2) 個人情報ファイル簿及び個人情報事務登録簿」というところがございます。「個人情報ファイル簿」、こちらの方は、改正個人情報保護法の方で規定があるんですけども、保有している個人情報ファイルについて原則としまして、個人情報ファイルに一定事項を記載したファイル簿を作成いたしまして、公表しなければならないということになっています。公表の対象といたしましては、本人の数が1000人以上、こちらの方が公開の対象となります。従いまして、1000人に満たないというのは、法律上では公表の対象にはならないという扱いになっています。続きまして、「個人情報事務登録簿」。現行条例において、この登録簿というのは規定があるわけですけども、現在、原則といたしましては、個人情報事務取扱簿を必ず備え付けなければならないということになっておりまして、この登録簿につきましては、先ほどの1000人とか100人とかっていうことではなくって、本人の数に制限はございません。1件であっても備え付けなければならないという規定になっています。この2つのファイル簿と登録簿、こちらの2つを新しい法律の下で動かしていくというのは簿冊が2種類存在することになりますので、非常に手間がかかるということになります。従いまして、1000人以上の個人情報を扱うものにつきましては、個人情報ファイル簿、こちらの方を作成し1000人未満のものにつきましては、これまでどおり個人情報事務登録簿、こちらの方を継続して作成します。現在の登録簿が非常に複雑な事務の取扱いになっておりますので、そのあたりは今回の改正によって限度を見直して、多少の簡略化をしながら継続して使っていこうというふうに考えております。続きまして、3番目です。3番目は、「公務員の氏名の開示・不開示」というところなんですけども、今日、お手元にお配りしておりますA4の横長の用紙になるんですけども、「改正個人情報保護法と情報公開条例開示・非開示の規定比較」というところ、ちょっと見ていただきたいと思えます。こちらの方は、法律の非開示情報と、それから現在、運用しています情報公開条例の非公開情報、こちらを比較したのになります。現在の個人情報保護条例の非開示情報につきましては、情報公開条例の方を運用しておりますので、こちらの方が実際には使用されていないということになります。比較しましたところ、ほぼ同じような、文言は違いますが、同じような内容で規定されておりますので、原則的には条

例の方で非開示情報を改めて上乗せするっていうことはほぼないように思います。ただ、法律の78条1項2号ハ、ページで言いますと2ページ目の左側の列の上から2行目あたりですけども、上の行の法律のところと、それから条例のところ、ちょっと比較していただきますと、1番下の行、法律の1番下のところですけども、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係るっていうのがあるんですけども、一方で、条例の方では、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容っていうふうな形で記載がありまして、氏名というところが法律においては公開ができないことになっております。こちらの方の扱いをどうするっていうところで、3番目の方になるんですけども、真ん中の方に記載がありまして、今、ちょっと説明させていただきました。現行条例では、職、氏名、業務遂行の内容に係る部分は開示できることになってますが、法律の方は、氏名は非開示、保護されるという内容になっています。ただし、「また」と書いてある次のページ、「また」と書いてありますけども、公務員の氏名につきましては「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当する場合、開示される。法律78条第1項2号イに該当する場合には開示される。これは、どうということかと言いますと、慣行として開示請求者が知ることができるといのは、例えば、インターネット上に職員の名簿が掲示してあるだとか、あと、職員名簿が販売されている、あるいは異動のたびに新聞報道に名前が載るといったようなことが該当するケースになっていきますけども、結果的に我々市町村職員はそうなんですけども、公務員については、名簿であったり新聞報道であったりということであらかじめ知ることができる。こういう情報に該当してまいりますので、法律の方で氏名というのは規定はございませんけれども、実態として運用の上で結果としては氏名も開示されることとなるということになりますので、おそらくここは改めて条例の方で氏名という追加した形での規定はせずにそのまま条例のままということで考えております。続きまして、(4)番目「開示決定の期限」というところがございます。改正個人情報保護法の方は、個人情報の開示に係る期間を原則として請求があった日から30日以内とし、事務処理上困難その他正当な理由がある時は30日以内に限りさらに延長できるということが規定されておりまして、この期間については、地方公共団体の条例により短縮も可能であるという規定がございます。現行条例につきましては、開示請求にかかる処理期間が原則として15日以内、それから事務処理上困難その他正当な理由がある場合はさらに15日延長できるという規定がございます。開示請求の場合は、現行条例と改正個人情報保護法との間で食い違いといいますか違いが生じております。また、訂正の請求、それから利用の停止、ここでもちょっと停止を間違って2回打っておりますので消去の方をお願いいたします。利用の停止の請求の場合、こちらの方は、法律・条例共に請求があった日から30日以内に決定しなくてはいけない。それから、困難な理由がある場合、こちらも30日以内ということで、法律・条例と共に30日以内という決まりになっております。開示請求の場合が30日と15日それぞれ違う日数の処理期間となっておりますので、どちらかの選択ということになるかとは思いますが、処理期間がレアなケースかもしれないんですけども、勤務を要しない日も含んでおりまして、例えば、ゴールデンウィークは最長8日間の休業が発生いたします。それから年末年始、米子市であれば最長で10日間休業が発生することになります。そういたしますと、仮に15日と設定しておきますと、ゴールデンウィークであれば半分以上の休み、それから年末年始の休業であれば5日間しか実際の処理期間がないという状況になってしまいます。それからもう一つ、法律の方では事案の移送という規定がございます。他の行政機関、国とか県とかが受けた案件につきまして、実は米子市さんの方で情報がありますよ、というケースがあり得るんですけど、そういった時に受付日から移送を受けました、それが15日を経過す

る、あるいは、もうちょっと遠くまでというケースも当然あり得るという状況が発生してまいります。いずれにいたしましても、開示請求に関しましては個人情報の保護を主目的とするものでございますので、拙速な開示というのは好ましくないというふうに考えております。慎重かつ適切に開示する必要があるというふうに考えますと、改正の個人情報保護法と同じ扱いをするのが理想的ではないかというふうに考えております。また、全国的な共通ルールが規定されておりまして、その所管が個人情報保護委員会に一元するとなっておりますので、市独自の判断はもちろんですけれども、これまで以上により厳格な審査が必要になると考えております。つきましては、開示決定の処理期間につきましても法律の規定どおり30日、開示権限につきましても30日にするということがよろしいのではないかと考えております。また、訂正の請求ですとか利用停止の請求、こういったものにつきましても法律・条例とも現在と同じでありますので、30日とそのままの規定としてまいりたいと思っております。続きまして4ページ目、(4)としておりますけれども、間違えでして(5)番に訂正をお願いいたします。「審査会への諮問案件」ということで、これは法律でいうと129条に該当するんですけど、改正個人情報保護法では、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができることとされております。まさに今日はそのような会議だと思っております。この129条に該当する場合、条例に規定がございませぬとこういう会が今後できなくなります。従いまして、こういう会は非常に重要であると思っておりますので、引き続きまして市政に対しまして重要な役割を担うと思っておりますので引き続きこの規定につきましても条例の方に盛り込ませていただきたいと思います。それからその下、大きい4番、「その他事項」というところになりますけれども、「個人情報保護制度の対象となる機関」ということで、最初の方で申し上げておりますけれども、新しい法律の方では議会は実施機関の中には含まれていません。つきましては、議会の方での新しい条例の設置が必要になろうかというふうに考えております。それからもう一つ、新たな条例の中には今度は財産区、米子市でいうと伯仙財産区というのがあるんですけど、そちらの方も適用になるということで、このあいだ通知が来ておりますので、財産区を含んだ形での実施機関という扱いをしていきたいと思っております。議会に関しましては今日ちょっと来てもらっておりますので、簡単に概要の方を説明させていただきたいと思います。

○(事務局) じゃあ私の方から説明させていただきます。改めまして、議会事務局の瀬尻と申します。よろしく願いいたします。先ほど横木担当課長補佐からもお話しがありましたけれども、米子市議会における個人情報の保護につきましても、米子市個人情報保護条例の実施機関の一つとして対応を行ってきたところでございます。この度の個人情報保護法の改正におきまして、地方議会は国会と同様に、法改正の適用対象外となります。けれども引き続き、議会として個人情報の適正な管理や適切な対応を図る必要があることから、法が直接適用されます執行機関側と適応されない議会側とが個人情報の手続きや取扱いに関して差異が生じることをないよう新たな米子市議会の個人情報保護に関する条例を制定する予定です。お配りしております条例案、そちらは案の段階でございます。そちら条例案につきましても、全国市議会議長会、これは全国の市議会議長を会合している組織がありまして、市議会制度や運営、組織の情勢、利用、財政に関する調査を行っている機関でございまして、その全国市議会議長会と同じく全国の都道府県議会議長会、町村議会議長会とが共同で、国の個人情報保護委員会や総務省の助言協力を経て作成された条例を調整して執行機関の現行の米子市個人情報保護条例の取り扱いを踏襲する形で作成したものでございます。執行機関と現行条例すり合わせ等十分な

検討や調整を行いまして、条例制定に向けまして本年度中の制定を考えているところでございます。なお、現状の米子市個人情報保護条例第29条では審査会の諮問について規定されておりまして、新たに制定しようとしています、本市議会の個人情報保護条例におきましても同様に第45条に規定して審査会への諮問を行うこととしております。では説明は以上になります。

○（事務局）今、一応ただいま議会の方の条例制定について概要の方を説明させていただきましたので、次に進みたいと思います。「（2）情報公開・個人情報保護審査会」、この会の取り扱いということになるんですけれども、法律でいうところの105条になります。現行の条例では、保有個人情報の開示請求に係る不開示等において、あるいは不作為についての審査請求があった場合、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとされております。その根拠といたしましては、組織、所掌事務については情報公開・個人情報保護審査会条例に定められております。改正個人情報保護法におきましては、地方公共団体に対して審査請求があった時の諮問機関、これにつきましては、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の規定により設置される附属機関とされその組織、運営は条例により定めることとされております。この会の取り扱いにつきましては、米子市情報公開・個人情報保護審査会条例、こちらの方で行政不服審査法第81条の規定、こちらの方が適用となるという条例の方の改正をいたしまして、引き続いてこの会において、不開示決定における不開示あるいは不作為等の審査請求があった時の審議につきましても、またこちらの場で行っていただくように条例改正の方をさせていただきたいと思っております。これにおきまして、105条の適用となる諮問については、法律で設置される米子市の附属機関ということに位置づけられます。ではその下、（3）です。「運用状況の公表」、現行の条例では、毎年度、条例の施行の状況を取りまとめ公表することとされております。新しい個人情報保護法の中では、個人情報保護委員会に対しまして、その報告をすることという規定があるんですけれども、地方公共団体において運用状況等の公表についての定めはございません。これまで運用状況につきましては、公表をしてきておりますので、新しい条例になりましても、引き続いて一般の方に対して運用状況を公にしていく必要があるというふうに考えております。その規定を盛り込みたいと考えております。それから「（4）死者の個人情報」というところ、最後のところになりますが、現行の条例につきましては、生死を問わず死者の方であったとしても個人情報に準じた取り扱いを運用上してきております。ところが、新しい法律の方では、死者の方は個人情報から外れております。従いまして、条例の中で死者の方の個人情報を取り扱うということができなくなってきております。そこにも書いてありますけれども、『「個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定」は条例に置くことができない。』という規定がありますので、条例においては定義として定めることができないとなっております。従いまして、他市との状況とかというのをいろいろと聞く中では、規則あるいは要綱といったところで運用している地方公共団体もありますので、それを真似するというわけではないんですけれども、参考にしながら要綱などにおいて対応したいというふうに考えております。最後になりますけれども、この資料には書いてはませんが、米子市日吉津村中学校組合につきましても、実施団体は違いますが米子市の規定を準じるような形で今後定めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。説明の方は終わりにいたします。

○（佐藤会長）ありがとうございます。では、今説明をいただいたところなんですけど、何か質問等ありましたらお願いします。すみません、確認なんですけど、横長の方で4条と5条のところの説明をもう一度お願いしたいんですけれども。

○（事務局）市民の責務と事業者の責務のところでしょうか。

- （佐藤会長）はい。これは残すということでしょうか、それとも無くす。
- （事務局）ここは責務としては、新たな条例の中では外すということで。
- （佐藤会長）外すということで。分かりました。ありがとうございます。では、私の方から質問を2点させていただきます。今、鳥取県の方で新しい個人情報に対して、あり方検討委員会ということで条例を新たに作り直すということで話を進めているところなんですけど、そこで2点話し合われているのが、今回の5ページの（4）番目「死者の個人情報」というところで、鳥取県の方は従来から条例で死者の個人情報というものを入ってきたということらしいんですが、ここにも書いてありますように、個人情報の中に死者が入れないということで、死者の情報ということで別立てで定める方向で今検討に入っているらしいんですけど、今鳥取県の方では県内の市町村に対して、その条例に合わせる形で改正を依頼しようかと言っているんですけども、そういう依頼みたいなのは来てらっしゃるのでしょうか。
- （事務局）元々、去年の説明会があった時には県内で統一できたらみたいな話があって、今年の1月末くらいに一応条例案みたいなのをみなさんに提供されたり意向調査があったのですが、それから7月にまたパブリックコメントの前に説明会があったんですけども、その時はもうこんな感じにしますみたいなのがなくて、条例案は見せていただけてないので合わせるものにもっていう状況です。先日、条例案を見せてもらえませんかとお願ひしたんですけども、まだ見せれる状況じゃないから見せれませんとお断りをされまして。合わせる合わせないというのはまた別の話なんですけど、ちょっと参考として見せていただきたいなというところがあったのですが、まだ鳥取県さんの条例案を見せていただけてないので。方針的なものは聞いてはいるんですけど。
- （佐藤会長）私の方も、あり方検討委員会の委員でありますので直接伺ってますし、条例案の方も実はほんとの本当のプロットタイプなんですけど見せていただいたのですが、死者の個人情報は最初は載せる方向で進んでたんですけど、文言上ちょっと無理だろうということで、死者情報は別立てで立てるといような方向で検討をされているようです。多分、9月中にはまとめるんじゃないかなと思うので、多分出てくるんじゃないかなと思います。これが1点と、あともう1点が、またこれも県の方からなんですけど、審査会を一本化したいという話が出てくるかと思うんですね。これについては、他の町の方は歓迎しているところもありますけれども、他の市の方は絶対やだ。うちは独自でやりたいんだということで反対しているということで、県の方はそうしたかったらしいんですけどそうなるところとならないところがあるんですけども、米子市の方では一本化はしないという方向で考えてるということでよろしいですか。
- （事務局）そうですね。まだ、市長とか副市長のトップの方とは直接は話しはしておりませんが、今まで個人情報の審査会、情報公開の方でもお世話になっているということもありまして、できましたら引き続き継続していきたいという考えは担当の中では思っております。
- （佐藤会長）ありがとうございます。じゃあ私の方からは以上です。
- （鈴谷委員）じゃあすみません。行政機関匿名加工情報の点でちょっとお聞きしたいんですけども、現行の条例では規定がないということで、従前からそういった規定がないということで取り扱いもない。理解としてはそういう形でよろしいでしょうか。ちょっと匿名加工情報と言えものを情報としてはベースとしてなるものはある、作っているというようなこともないという理解でよろしいでしょうか。
- （事務局）そうですね。具体的にこの匿名加工情報っていうものは、今まで市のレベルでは指定都

市以外やったことがないということで、今後要綱というものが法律上で規定されてくるということであればデータベースとしての確立は徐々にしてくるものだとは思っておりますが、今すぐということであればデータそのものを持ち合わせていない状況でございます。

○（鈴谷委員）事実行為として、実際はないのかなというところで、そのあたりがちょっと気になったところございまして、いわゆる匿名加工情報ではなく加工情報的なものを市の内部で共有しておられたりしたら、それをさらに識別が困難であるという形で匿名加工情報ということで加工しておられれば実態としては持っているという可能性もあるのかなと思ったので。そのあたりないという前提でということをお書きいただいているので実態としてもないということであれば問題ないと思うんですけど、そのあたりがちょっと気になったと言いますか、というところがありましてお聞きしたという趣旨になります。じゃあ、ないということよろしいですか。

○（事務局）おっしゃるとおりでございます。

○（鈴谷委員）分かりました。あともう1つすみません、「公務員の氏名の開示・不開示」の関係なんですけれども、従前は氏名ということで条例の方には記載があって、改正法には氏名という形での規定はないということなんですけれども、先ほど指摘していただいた改正法78条第1項第2号イですか、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に当たる場合は開示されるよということだと思っておりますけれども、該当する場合というのが現在の運用よりかは全く一緒というイメージで私はなかったのが該当する場合ということでは若干狭まったかなと。可能性があるとしたら狭まったかなという理解ではいるんですけども。例えば、どういう形での請求があるのか、開示請求者が正面切って公務員の氏名を開示しろっていう形で今後請求してきた場合、この条文に該当するかどうかを吟味してということになるんですかね。そうすると、慣行として知ることができ、さっきおっしゃっていただいたような新聞報道とか何か名前が載っているとかがそういう場合に限って開示というような形で整理しておけばいいのかな。

○（事務局）そうですね。これに関しては実はいろいろな判例とかもいくつか見させていただいた中では、いわゆる正規の職員というのはほぼ名前なり所属なり開示されていますので、ほぼほぼ余程利害関係がない限り、職員にとって不利益がない限りは開示になろうかとは思っております。具体的に例えば、臨時的に雇われている方っていうところは非開示なのかなというふうに現段階では考えております。

○（鈴谷委員）まあ確かに人事異動の情報も出るからというそういうことで考えておられるということですね。

○（事務局）行政機関の方の取扱いでそういう記述もいくつかありますので、それを参考にするという形でやっていきたいと思っております。

○（鈴谷委員）分かりました。ありがとうございます。もう1点だけすみません。会長がおっしゃられた死者の個人情報の関係なんですけど、多分今後県の方から情報が共有された上でということになるとは思うんですけど、ちょっとどうかな、分からないなと思っているのが、法律上は生存の個人に係る情報を開示するというので、死者の個人情報の開示は対象になっていないと。要綱で定めることで対応したいということなんですけど、同じ趣旨目的をもって開示請求をした場合、開示して本当に大丈夫なのかどうかっていうのが。条例で異なる目的があって開示する必要があるんだというような形で法律の枠からはみ出すのは許されるのかなというイメージがあったので、何かしらそのあたり法律とは違う趣旨目的で死者の個人情報については開示するというので定めを置かれるというよ

うなお考えっておありなんでしょうか。

○（事務局）基本的には、誰でも開示するっていう意味合いで死者の方の開示の規定を置くっていう意味合いではなく、例えば遺族のみなさまに対しまして必要が生じた場合、相続に関しましてもある程度何親等とかっていう比較的近い方に対して必要のある場合のみ開示するというような規定になろうかとは考えてはいます。相続とかそういったところがケースとしては予想されているところかなど。

○（鈴木委員）そうですね。法律と同じ趣旨で開示してセーフなのかちょっとそのあたりが。すみません、私も整理できていないところがちょっとあったので不勉強で申し訳ないのですが、セーフならいいのかなと思いますし、ちょっと私の方でも検討したいなと思っております。ありがとうございました。

○（佐藤会長）他にございませんか。もう1点確認なんですけど、県の方からは要請はまだない。

○（事務局）要請というか意向確認は何回かあったんですけど、7月にあった説明会では一緒にしましょうみたいな話はなかったです。ただ、審査会については意向確認みたいなのは調査物みたいなのがちょうど来ています。

○（佐藤会長）県の方では条例と審査会も一本化という話で最初始まっていたので、当然それなりの要請が来ているのかなと思っていたんですけど、そこはないと。

○（事務局）要請というかどうしますかっていう調査はありました。現時点での意向を教えてくださいということ。

○（佐藤会長）それは審査会の。

○（事務局）じゃなくて条例の。

○（佐藤会長）条例の方。

○（事務局）はい。条例で決めなきゃいけない項目とか今説明しましたように定めることを特に差し支えないみたいな情報をどうしますかというところで、選択のところにも県と合わせますみたいな選択項目があった調査物が2回くらいありました、意向確認が。

○（佐藤会長）あれですよ、条例案を見せてもらえないのに答えるのは難しいですよ。

○（事務局）一応今年の1月末の段階ではいただいている、そこから話がなくて7月の末にあった説明会ではこんなふうにするっていうパブリックコメントのご説明だけで条例案の提示がなく、参考にしたいからちょっと見せていただけませんかとお話ししたらちょっとまだ見せれないと言われて。個別には相談に乗りますよとお話しをいただきました。

○（佐藤会長）そうですか。ありがとうございます。他にご質問等ありますか。

○（桑原委員）基本的なことを聞いてもいいですか。

○（佐藤会長）はい、どうぞ。

○（桑原委員）個人情報ファイル簿及び個人情報事務登録簿というのがありますが、さっきのやり取りの中で個人情報ファイル簿を整理されていて市がこういうデータを持っているとかを公表しているということ。

○（事務局）そうですね。法律で今後来年度以降に関しては本人の数が1000人以上の方については個人情報ファイル簿というものを作成してそれを公表していくということになっておりますので、1000人以下の方のファイルっていうのが宙ぶらりんのような状態になってしまいますので、どうしても管理が必要になりますので、その部分については今までどおりの登録簿をベースにしたもの

を継続しながら使っていくということで考えております。

○（桑原委員）じゃあ住民の方はそのリストみたいなものを見られて情報を開示してほしいということですか。

○（事務局）そうですね。

○（桑原委員）なるほど。インターネットとかでも公開される流れになっているのですか。

○（事務局）ファイル簿はインターネットで、ホームページで公表しなきゃいけないよとなってます。ただ個人情報取扱登録簿については現行ではインターネットでの公開はしておりません。こちらはみなさんいつでも閲覧してもらえますよという状態にしております。

○（桑原委員）市役所に行ったら。

○（事務局）そうです。言われれば見せるような形にしております。それをどうするかはちょっとまだ検討中です。

○（桑原委員）分かりました。

○（佐藤会長）他ありますか。ないようでしたらとりあえず本日のところは終わりにしたいと思いますがいかがでしょうか。では、本日の議事はこれで終わりたいと思います。次に事務局から何か連絡等ありますでしょうか。

○（事務局）今後の予定なんですけど、今後パブリックコメントの方を考えております。パブリックコメントをしますと、審査会その後会議を開催していただいてご意見をいただけたらなと考えてはおります。次回またお願いしたいと思います。

○（佐藤会長）はい。

○（事務局）そうしますと時期的なものがございしますが、パブリックコメントが米子市の場合30日以上ということになっておりますので、10月の20日以降ぐらいということをお願いするようになると思われますが、この場で日程をお決めいただいた方がよろしいですか。それとも、また個々に予定をお聞きした方がよろしいですか。

○（佐藤会長）ちょっとまだ分からないので。

○（事務局）ではまた改めてメールでご予定の方をお尋ねしたいと思います。

○（佐藤会長）事務局からは他には。

○（事務局）他にはございません。

○（佐藤会長）では、本日の議事はこれで終了になりました。条例の改正等がありますので、今後いろいろとあるかと思いますが引き続きよろしくお願いいたします。では、これにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

○（全員）ありがとうございました。